



かすみがうら議会

議長 小座野 定 信 様

令和 5 年 9 月 21 日

提出者 かすみがうら市議会議員

立原一建夫

賛成者 かすみがうら市議会議員

矢口龍人
竹瀬文雄

賛成者 かすみがうら市議会議員

岡崎宏

賛成者 かすみがうら市議会議員

来村文治

賛成者 かすみがうら市議会議員

稻葉繁行

賛成者 かすみがうら市議会議員

小倉博

賛成者 かすみがうら市議会議員

久松公生

賛成者 かすみがうら市議会議員

相良健一

賛成者 かすみがうら市議会議員

鈴木貞行

賛成者 かすみがうら市議会議員

石澤正旗

賛成者 かすみがうら市議会議員

服部亮一

賛成者 かすみがうら市議会議員

鈴木更司

賛成者 かすみがうら市議会議員

塚本直樹

賛成者 かすみがうら市議会議員

井上有史

「霞台厚生施設組合負担金に関する意見書」を霞台厚生施設組合へ提出する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

霞台厚生施設組合負担金に関する意見書

かすみがうら市議会は下記のことについて強く要望する。

記

1. かすみがうら市が霞台厚生施設組合旧焼却施設を使用しておらず、当該施設から何ら受益がなかったことは明白であり、解体に関する経費は、原因者であり受益者であった石岡市と小美玉市が負担すべきであるから、負担金については再協議すること。
2. 既に取得済みである霞台厚生施設組合の用地について、石岡市、小美玉市、茨城町、かすみがうら市が霞台厚生施設組合の構成市町となった時点の経過を相互に確認したうえで、構成4市町の意見を踏まえ、その取扱いについて整理すること。
3. 上記の対応に際しては、第三者等の意見も真摯に受け止め、早期解決に向け配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　年　月　日

霞台厚生施設組合
施設管理者 谷島 洋司 様

かすみがうら市議会
議長 小座野 定 信